



令和 2 年 第 1 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 1 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

第1回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年1月28日（火）

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|-------------------------------|
| 1 | | 会期について |
| 2 | 1 | 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について |
| 3 | 2 | 農地法第5条許可申請について |
| 4 | 3 | 農用地利用集積計画の調整について |
| 5 | 4 | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |

3. 会議日程

| 月 日 | 時 間 | 内 容 |
|-------|---------|--|
| 1月28日 | 午前9時30分 | 1. 開 会 |
| | | 2. 会議録署名委員の指名 |
| | | 3. 開 議 |
| | | 4. 会期について 日程第1号 |
| | | 5. 議案上程 日程第2号～日程第5号 |
| | | 6. 提案理由の説明, 質疑 |
| | | 7. 討論, 表決 |
| | | 8. 閉 会 |
| | | 9. 全員協議会 |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名 | 委員・推進委員別 |
|------|------|---------|-------------|
| 会長 | 1番 | 沖 園 強 | 農業委員 |
| | 3番 | 俵積田 広 昭 | 農業委員 |
| | 4番 | 眞 茅 文 男 | 農業委員 |
| | 6番 | 水 野 正 子 | 農業委員 |
| | 7番 | 楠 義 文 | 農業委員 |
| | 8番 | 天 達 範 隆 | 農業委員 |
| | 9番 | 中 原 敬 彦 | 農業委員 |
| 会長代理 | 10番 | 畑 野 真 人 | 農業委員 |
| | 11番 | 篠 原 正 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 12番 | 俵積田 正 康 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 13番 | 有 村 貞 雄 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 14番 | 桑 原 和 英 | 農地利用最適化推進委員 |

本日の欠席委員は次のとおり

| | | |
|----|---------|------|
| 2番 | 原 田 克 子 | 農業委員 |
| 5番 | 鮫 島 裕 次 | 農業委員 |

本日の書記は次のとおり

| | |
|-----------|---------|
| 局長兼農業振興係長 | 下 山 健 一 |
| 主幹兼農地係長 | 永 江 靖 博 |
| 農地係参事補 | 前 原 光 博 |

午前 9 時 30 分 開会

議長 令和 2 年第 1 回農業委員会総会を本日招集いたしましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。10 番畑野真人委員、12 番俵積田正康委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 2 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 3 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 4 号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 5 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 6 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 7 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 8 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号 9 号以降は中間管理事業による、鹿児島県地域振興公社との利用権を解約するものです。

整理番号 9 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定をした者、〇〇〇〇さん。

整理番号10号は不耕作による合意解約で、利用権設定をした者、〇〇〇〇さん。
整理番号11号は不耕作による合意解約で、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が20筆で20,034㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので、審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番(俵積田広昭委員) 整理番号1号について、一番最初の分ですね、耕作者変更したとなっていますが、これは前、売りに出されておりましたよね。誰か譲ったんですかね。

事務局 この土地につきましては、現在、緑町の〇〇〇〇さんという方が購入の予定で動いております。それまでの間、〇〇さんとの利用権を解約して〇〇さん管理の土地となる予定です。

3番(俵積田広昭委員) わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号1号から11号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が5件、賃借権の設定が1件です。

整理番号1号。

整理番号1号の申請地は、岩崎町〇〇番、畑、992㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん、会社員です。

賃借権の設定です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電事業施設として活用するため。」とのことです。

また、西側の宅地及び山林も同時に借り受け、資材置場・駐車場として利用します。

申請地は、8ページに掲載しております。

市営住宅潟山団地より，〇〇に位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置し，山林や宅地に囲まれた孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し，第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり，代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は，太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積も992㎡で太陽光パネル292枚，49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については現況のまま整地し，境界にはブロック積み及び擁壁を施し，西側に高さ30cmの畦畔と一体利用地内に側溝及び集水柵を設けます。

周囲には高さ1.3m程度のフェンスを設置し，隣地境界から1m程度離して太陽光パネルを設置します。

パネルの高さは約1.3m程度で，パネル間はそれぞれ1.2m程度の間隔を確保します。

なお，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており，事業実施の確実性は確認されております。

続きまして，整理番号2号。

整理番号2号の申請地は，立神北町〇〇，畑，389㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家が手狭になったことから，自宅を建築するため。」とのことです。

申請地は，10・11ページに掲載しております。

木場町，田辺自動車商会より南西側〇〇m及び市営住宅小山平団地より〇〇に位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は389.25㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり，分筆し，申請地を一般住宅として，利用されるものです。

造成にあたっては，現状のまま整地のみで，境界にはブロック積み及び擁壁を施します。

建物は高さ6.5mの平屋であり，境界から1.3m以上控えて建築します。

続きまして，整理番号3号。

整理番号3号の申請地は，鹿籠麓町〇〇，畑，258㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

なお、西側雑種地も同時に取得し、一体的に利用するものです。

申請地は、13・14ページに掲載しております。

鹿籠郵便局より南東側〇〇m及び鹿籠麓町、県警察職員住宅より〇〇に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は258㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、現状のまま整地のみで、境界にはブロック積みを施します。

建物の高さは3.7mの平屋であり、境界より2.5m以上控えて建築します。

続きまして、整理番号4号。

整理番号4号の申請地は、明和町〇〇番、畑、784㎡外3筆、合計1,705㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、公務員外1名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電施設として活用するため。」とのことです。

また、申請地内に東西及び南北にわたって雑種地がありますが、同時に取得し、通路として利用します。

整理番号4号の申請地は、16・17ページに掲載しております。

コンビニ店、ローソン明和町店から南西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も1,705㎡で太陽光パネル252枚、49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われます。1

パネル高は1.5mとし、境界より1.4m以上控えて設置します。

周囲には、ネットフェンス及び40cmの畦畔を設けます。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

続きまして、整理番号5号。

整理番号5号の申請地は寿町〇〇番、畑、305㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員、〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「譲受人は現在借家住まいであるが、自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載しております。

寿町、コスモス枕崎店から〇〇に位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は305㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、造成は現状のままで整地のみですが、北側及び西側は擁壁、南側はブロック積を施します。

建物の高さは4.8mの平屋であり、農地境界より1m以上控えて建築します。

続きまして、整理番号6号。

整理番号6号の申請地は日之出町〇〇番、畑、144㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、パートです。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場、家庭菜園です。

申請事由は、「駐車場がないので、申請地に駐車場を確保し、一部は家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

整理番号6号の申請地は、21ページに掲載しております。

Aコープ木原店より、南側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は144㎡で問題のないものと思われます。

駐車場及び菜園地への転用にあたり、現状のまま整地され、簡易のパイプ車庫が設置され、その他の部分を菜園として利用しております。

東側及び西側境界には既存のブロック積みを施してあります。

本件申請地は、申請人が平成3年9月に、譲渡人より申請地を借り受け、了承を得たうえで駐車場及び家庭菜園を整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、駐車場及び家庭菜園として、利用していたことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との顛末書が添付されております。

また、周囲の土地にこれまでも被害を及ぼしたこともないため、無断転用の事例ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号1号から6号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

まず、整理番号1号から3号までの3件について、中原委員をお願いいたします
9番（中原委員） 1月17日に畑野農業委員、桑原推進委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号1号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇の夫です。

転用目的は太陽光発電施設です。

1号の申請地は、説明にありましたとおり南側周辺に、住宅の建設された土地が多く見受けられる、岩崎町に位置する小集団の農地であります。現在、耕作されず遊休化しています。

申請地の北側及び東側は宅地、西側は一体利用地及び宅地、南側は道で、隣接する農地もありません。

境界にはブロック積み及び擁壁を設置し、西側に畦畔と一体利用地内に側溝及び集水桝を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

パネルの高さは約1.3m程度、パネル間は1.2m程度の間隔は確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、雨水排水は一体利用する宅地の側溝を経て、西側道水路へ放流しますが、土砂が溜まり、排水がなされていない部分があったため、十分な排水対策を行うよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号2号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

2号の申請地は、説明にありましたとおり立神北町に位置する農地で、現在保全管理されており、申請地の北側は道、東側は分筆された農地、南側は畑、西側は宅地です。

境界にはブロック積み及び擁壁を行い、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、北側側溝へ放流により処理します。

生活排水も北側の市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

なお、分筆し農地として残る部分は、保全管理を行うとのこと。また、農地境界には、ブロックの積み増しをするなど、十分な土砂雨水の対策を行うよう指導したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号3号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇行政書士です。

3号の申請地は、説明にありましたとおり鹿籠麓町に位置する小集団の孤立した農地で、現在保全管理されています。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は畑、東側及び南側は道、西側は一体利用される雑種地です。

境界にはブロック積みを行い、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については自然流下及び集水桝により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、東側市道側溝へ排水する予定です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で終わります。

議長 次に、整理番号4号から6号までの3件について、畑野委員お願いいたします。

10番 (畑野委員) 調査員については整理番号1号から3号と同一人であります。

整理番号4号について報告いたします。

立会人は工事請負者の〇〇の〇〇さんでございます。

4号の申請地は、説明にありましたとおり明和町に位置する農地で、現在不耕作の農地です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請地の北側は畑及び原野、西側は畑及び宅地、東側は畑及び原野です。

パネル高は1.5mとし、境界より控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼさないように計画しております。

周囲にはネットフェンス及び畦畔を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については集水桝を設置し、南側の土地〇〇番を介して、排水パイプにより南側の市道側溝へ放流する計画です。また、土地所有者へ承諾は得ているとのこと

です。適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号5号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇行政書士事務所の〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

5号の申請地は、説明にありましたとおり北側及び西側周辺に、住宅の建設された土地が多く見受けられる、寿町に位置する小集団の農地であります。現在、耕作されず遊休化しています。

申請地北側及び東側は道、西側及び南側は畑です。

境界の北側及び西側は擁壁、南側はブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止いたします。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、申請地は西側境界より1m程度

高いですが、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、北側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、北側側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま
す。整理番号6号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんの奥様でございました。

6号の申請地は説明にありましたとおり、日之出町に位置する土地です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

現況のまま整地され、簡易のパイプ車庫が設置され、その他の部分は菜園地とし
て利用しております。

東側及び西側境界には既存のブロック積みを施してあり、周辺土地へ土砂雨水が
流出するのを防止いたします。

雨水については自然流下により、北側側溝へ放流します。

申請人より「農地法を知らずに、駐車場及び家庭菜園として利用していたことを
深く反省する。」との顛末書が添付されております。

なお、菜園利用の南側農地境界に石積みがされており、土砂流出の恐れが予想さ
れるため、十分な土留め対策を行うように指導したところです。

被害防除計画、資金調達計画も示されており、周辺の農業等に及ぼす影響はこれ
までと変わらないと思われま
すので、無断転用の事例でもありますがやむを得ない申請ではないかと思われま
す。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員） 整理番号4号ですけれども、17ページの資料地図を見ていただ
きたいと思
います。

ここの雑種地を一体利用で同時取得とありますが、この土地を取得されますと〇
〇番の〇〇〇〇さん宅には私有地を通って行くわけですよ。そこらへん的内容
的にはどうなっていますか。承諾を得ているのか、もし通らせないと行けな
いということになりますよね。

10番（畑野委員） 今質問がありましたけれども、現地調査の時点では話もでなかつた
ん
ですが、事務局の方で何かあればお願いしたいと思
います。

事務局 取得して、申請地の通路を取得しますということでありました。

当然〇〇さんの方の権利もあると思
いますので、そのへんは取得時に両者で打
合せがあると思
われます。

4番（眞茅委員） 雑種地としまして、〇〇として分筆されてるわけですよ。ここ
は元々この畑に行く公共の道路じゃなかつたんですか。そうすると今も人の私有
地を
通って自宅に行ってるということですよ。

事務局 ここは地権者が隣接所有者と協議をするところではありますが、所有権が
一部入
るのか承諾で終わるのかということになってきますが、そこは確認をしたいと思
います。

議長 元々、〇〇〇〇さんの雑種地だったということですよ。〇〇〇〇さんの雑種地を通行権として〇〇さんが持っていたということになるんですかね。

事務局 書面上等の確認はないんですが、承諾等はあったと思います。

議長 合意のもとに今まで利用していたということですかね。そのへんは遺漏がないように今後事務局と当事者同士で協議をしていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

4番（眞茅委員） はい。わかりました。

議長 ほかにはございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号1号から6号までの6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第4号議案第3号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1-1号から23号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外19名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外35名で、設定面積は、田が1筆777㎡、畑が46筆48,354㎡、樹園地が36筆48,679㎡です。

なお農地中間管理事業に係る利用権の設定につきましては、整理番号20-1から20-6号が所有者から機構、21号から23号が機構から耕作者への利用権設定となっております。

重複して掲載している農地につきましては、下段の集計には含んでおりませんので申し添えます。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号の1から23号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第3号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第5号議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

利用状況調査及び荒廃農地調査により、遊休農地を確認し、現況が森林の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）と仕分けされた農地について、農業委員会事務局職員による確認及び農政課との協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から27ページの整理番号230号までの合計面積は158,063㎡であり、現況が森林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号230号までの農地を非農地として判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のB分類の荒廃農地は、市内全体で約23.1haとなっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から230号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了いたしましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時06分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強 _____

会議録署名委員 畑野 真人 _____

会議録署名委員 俵積田 正康 _____